

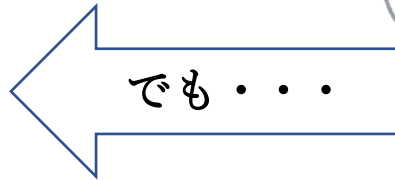
# こんな時ありませんか？

まちおこしがしたい！

田舎でゆっくり営業したい！

自分の店を持ちたい！

お金がかかる・・・



## 上砂川町創業支援補助金

なら夢を叶えられる！

対象事業	対象経費	補助率等
町内に店舗を新築し、創業するもの	新築工事費・プレハブの購入 設置費・整備費・土地購入費	対象経費の2分の1 (限度額 250万円)
町内の店舗等、その他の建物を購入・改築し、創業するもの	店舗購入費・改築費 ・整備費・土地購入費	対象経費の2分の1 (限度額 150万円)
町内の店舗等、その他の建物を賃借し、創業するもの	店舗・土地の賃借料 (3年間に限る)	対象経費の2分の1 (限度額月額 5万円)
創業に必要な備品を購入 又は賃借するもの	備品の購入費・賃借料	対象経費の3分の2 (限度額 40万円)
創業祝金	新規創業後1年を経過 した事業者に対し交付	10万円

お問い合わせ

上砂川町役場企画課地域振興係

TEL : 0125-62-2223

FAX : 0125-62-3773

Mail : [kitayama.takayuki@town.kamisunagawa.lg.jp](mailto:kitayama.takayuki@town.kamisunagawa.lg.jp)

